令和６年度

安城市水道水質検査計画

中部配水場

令和６年３月

安城市上下水道部

目　　次

1　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　水源から給水栓に至るまでの水質の状況・・・・・・・・・・・3

4　定期の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5　臨時の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6　水質検査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

7　水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し・・・・・・・・・6

8　水質検査の精度及び信頼性の確保・・・・・・・・・・・・・・6

9　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

１　基本方針

安城市水道事業では、安全で安心できる水道水をお届けするために、水源からじゃ口までの水質管理を行っています。そのため、水道水の水質検査、水源の水質監視などの水質管理業務は重要となります。

お客様から信頼され、安心して利用できる水道水をお届けできるように、以下の方針に基づいて水質検査計画を策定し、より適切な水質管理に努めます。

（１）検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目については、全て水質検査を行います。また、水質管理上必要な項目についても水質検査を行います。

（２）検査地点

各浄水場と配水場から送り出される水道水（施設出口水）、各施設からの末端地域を代表する給水栓の水道水（末端給水栓水）、各水源水にて採水を行います。

（３）検査頻度

基本的に法律で定められた頻度で検査します。

２　水道事業の概要

安城市水道事業では、安城市が所有する深井戸から汲み上げた地下水を浄水処理した自己水（以下「自己水」という。）と、愛知県水道用水供給事業から供給される浄水（以下「県水」という。）を、お客様の元に配水しています。

（１）給水実績

区　　分		令和４年度実績値	令和３年度実績値
行政区域内戸数（A）		７８，３５２戸	７７，５７９戸
行政区域内給水人口（B）		１８８，６４５人	１８９，０６１人
給水戸数（C）		７８，３１４戸	７７，５３９戸
給水人口（D）		１８８，５４１人	１８８，９４９人
普及率	C/A	９９．９５％	９９．９５％
	D/B	９９．９４％	９９．９４％
日配水量	最大	６０，８２８m^3	６１，３３５m^3
	平均	５４，７４６m^3	５５，９２３m^3

（２）水源の状況

施設名	水　源　の　状　況
北部浄水場	北部浄水場内外の６本の深井戸から取水した原水を浄水処理した自己水と、受水した県水（県営豊田浄水場から供給される水道水）を配水池で合わせて給水します。
中部配水場	受水した県水（県営尾張東部浄水場から供給される水道水）を、配水池を経て給水します。
南部浄水場	南部浄水場内外の４本の深井戸から取水した原水を浄水処理した自己水を、配水池を経て給水します。

（３）浄水場及び配水場の状況

施設名	所　　在　　地
北部浄水場	愛知県安城市浜屋町宮西３３番地
中部配水場	愛知県安城市東新町１番地１
南部浄水場	愛知県安城市和泉町東山４０番地

３　水源から給水栓に至るまでの水質の状況

安城市の水道水は、自己水と県水から構成されています。

（１）県水における水質状況

県水は、矢作川水系と木曽川水系の河川水を県の豊田浄水場及び尾張東部浄水場で浄水処理した水道水です。

それぞれの県水は北部浄水場（矢作川水系）及び中部配水場（木曽川水系）で受水し、お客様の元へ配水されます。県水の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目は以下のとおりです。これらを踏まえて、県水の水質管理や監視を行っています。

受水した県水の汚染要因	配水池内等での長期滞留による残留塩素の消費、残留塩素による消毒副生成物の生成
水質管理上注意すべき項目	残留塩素、消毒副生成物など

（２）自己水における水質状況

自己水は北部浄水場と南部浄水場の施設内外に安城市が所有する深井戸から汲み上げた地下水を浄水処理して作られていますが、いずれの井戸も深井戸であるため、外部から汚染されにくい環境となっています。

しかし、水源涵養域には工場、畜舎、耕作地などがあり、汚染源とな

る可能性があります。このことから、水源の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目は以下のとおりです。これらを踏まえて適正な浄水処理を行っています。

水源の汚染要因	工場排水等の地下浸透、畜舎排水、散布農薬、地質による鉄及びマンガンの溶出、その他水源状況の変化
水質管理上注意すべき項目	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、総トリハロメタン、農薬類、鉄、マンガンなど

（３）末端給水栓における水質状況

水道水は、すべての検査地点で水質基準を満たしており、安全で良質な水を届けています。

４　定期の水質検査

（１）検査項目

定期の水質検査として、水道法で義務付けられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）に加えて、水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目、その他の項目）について水質検査を行います。

定期の水質検査	水道法で義務付けられている項目	毎日検査項目（別表１） 色、濁り、消毒の残留効果
		水質基準項目（別表２） 水質基準に関する省令により定められた５１項目
	水質管理上必要な項目	水質管理目標設定項目（別表３、４） 評価値が暫定的であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目
		その他の項目 水源の汚染指標となる項目等（別表５）、毎週検査項目（別表６）

（２）検査地点及び検査頻度

ア　水道法で義務付けられている項目

・毎日検査項目

各施設の末端地域の給水栓３ヶ所及び市民に測定を依頼している給水区域内の８ヶ所（図１「毎日検査地点」）において、毎日検査を行います。

・水質基準項目

浄配水場出口及び各施設の末端地域に位置する給水栓（図１「北・南部浄水場、中部配水場、北・中・南部系統水給水栓」）において、法で定められた頻度で検査を行います。また、水源（北部６水源、南部４水源）において、水質が最も悪化していると考えられる時期を含め、少なくとも年に１回検査を行います。

イ　水質管理上必要な項目

・水質管理目標設定項目

水源（北部６水源、南部４水源）、浄配水場出口及び各施設の末端地域に位置する給水栓（図１「北・南部浄水場、中部配水場、北・中・南部系統水給水栓」）において、別表３に示した頻度で検査を行います。また、水質管理目標設定項目のうち別表４に示した農薬類について、浄水場出口（図１「北・南部浄水場」）において年に１回検査を行います。

・その他の項目

水源の汚染指標となる項目等について、その項目に合わせて選定した採水場所において別表５に示した頻度で検査を行います。また、浄配水施設の工程管理の観点から選定した毎週検査項目について、浄配水場出口（図１「北・南部浄水場、中部配水場」）において毎週検査を行います。

５　臨時の水質検査

以下のような状況により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施します。

・水源の水質が著しく悪化したとき
・水源に異常があったとき
・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系の伝染病が流行しているとき
・浄水過程に異常があったとき
・配管や水道施設の大規模な工事等の実施により汚染のおそれがあるとき
・その他、特に必要があると認められるとき

検査項目は、基本的な項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（ＴＯＣ）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度）に状況に応じて選択した

項目を追加して実施します。なお、検査地点は状況に応じて、適切な場所を選択します。

6　水質検査方法

水質検査は、直営検査または専門の検査機関への委託検査により実施します。いずれにおいても、水質基準項目及び水質管理目標設定項目は国が定めた方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により検査を行います。

7　水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査計画及び水質検査結果は、安城市ウェブサイトで公表します。なお、次年度の水質検査計画の策定にあたり、お客様からのご意見を参考にするとともに、水質検査結果を総合的に判断し、計画を見直します。

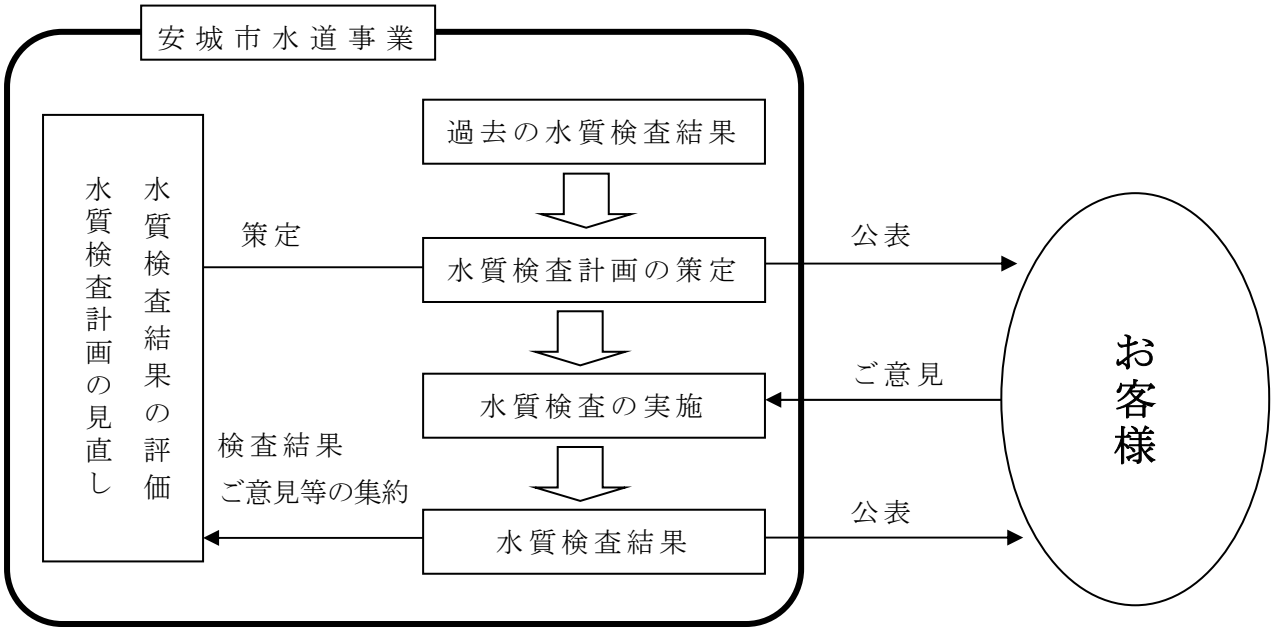

8　水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査の結果に基づいて水道水質の評価を行うため、検査結果の正確性と信頼性の確保に努めます。そのため、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、妥当性を評価します。さらに、愛知県が主催する水質検査精度管理事業への参加に努め、水質検査精度の向上と水質検査結果の信頼性の確保に努めます。

9　関係機関との連携

（１）国等との連携

国及び県等が実施する水質管理に関する調査への協力をするとともに、基準項目の見直しなど水道水質に関する情報の収集に努めます。

（２）県営水道との連携

本市の水道水の一部は、県営水道から供給されたものです。そのため、県営水道との連携を図り、県水浄水場での水質状況等の情報収集を行い、安全で安心できる水道水の安定供給に努めます。

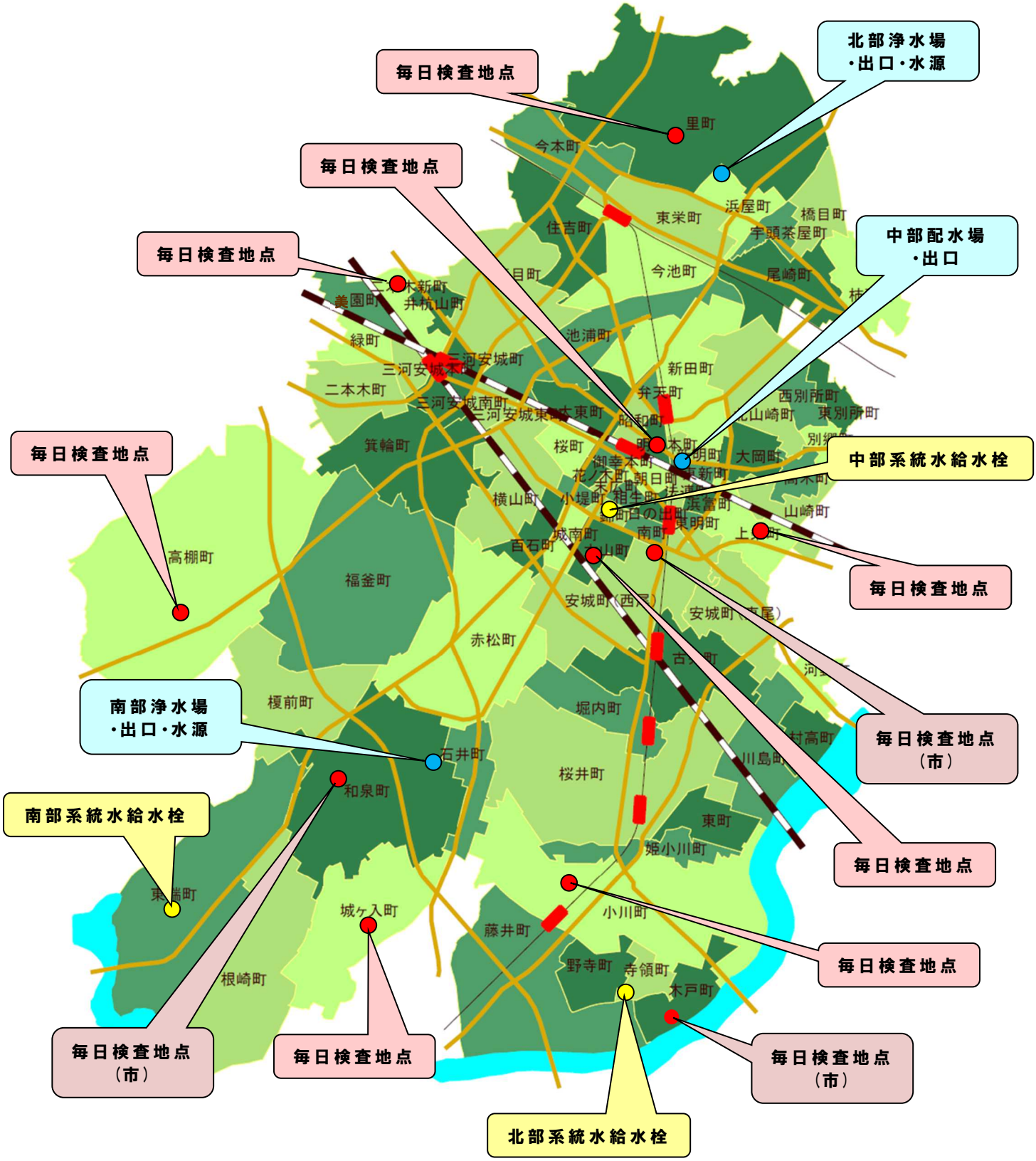
毎日検査地点
北部浄水場
・出口・水源
毎日検査地点
毎日検査地点
中部配水場
・出口
毎日検査地点
中部系統水給水栓
毎日検査地点
毎日検査地点
南部浄水場
・出口・水源
毎日検査地点
（市）
南部系統水給水栓
毎日検査地点
毎日検査地点
毎日検査地点
（市）
毎日検査地点
毎日検査地点
（市）
北部系統水給水栓
里町
今本町
東栄町
浜屋町
橋目町
宇頭茶屋町
住吉町
今池町
尾崎町
目町
美園町
井杭山町
緑町
池浦町
三河安城町
三河安城本町
新田町
二本木町
弁天町
三河安城南町
三河安城東
西別所町
東別所町
笹輪町
桜町
大岡町
花ノ木町
朝日町
東新町
横山町
小堤町
相生町
浜富町
山崎町
城南町
南町
東明町
百石町
高棚町
福釜町
安城町（西尾）
安城町（吉尾）
赤松町
榎前町
堀内町
石井町
桜井町
川島町
和泉町
東町
姫小川町
城ケ入町
小川町
藤井町
野寺町
寺領町
木戸町
根崎町

図１　水質検査地点図

毎日検査項目　　別表１

No.	項目	評価	水道法に基づく検査頻度	実施検査頻度	備考
1	色	異常でないこと	1回/1日	1回/1日	※
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果	0.1 mg/L 以上			

※　１１ヶ所のうち毎日検査地点（市）の３ヶ所については特別な休祭日を除く

水質基準項目　　別表２

No.	項目	基準値	水道法に基づく検査頻度		実施検査頻度(回/年)		外部委託	備考
			基本頻度	最低頻度	給水栓	施設出口		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1回/1月	－	12	12		病原性微生物
2	大腸菌	検出されないこと			12	12		
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003 mg/L 以下	1回/3月	※1	4	4	○	無機物質・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下			4	4	○	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01 mg/L 以下			4	4		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下			4	4		
7	ﾋ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下			4	4		
8	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02 mg/L 以下			4	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下			4	4	○	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01 mg/L 以下		－	4	4	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		※1	4	4	○	
12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下			4	4	○	
13	ﾎｳ素及びその化合物	1 mg/L 以下			4	4	○	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			4	4		一般有機化合物質
15	1・4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05 mg/L 以下			4	4		
16	ｼｽ-1・2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1・2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 mg/L 以下			4	4		
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02 mg/L 以下			4	4		
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下			4	4		
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下			4	4		
20	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01 mg/L 以下			4	4		
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下		－	4	4	○	消毒副生成物
22	ｸﾛﾛ酢酸	0.02 mg/L 以下			4	4	○	
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06 mg/L 以下			4	4		
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03 mg/L 以下			4	4	○	
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1 mg/L 以下			4	4		
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下			4	4	○	
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1 mg/L 以下			4	4		
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03 mg/L 以下			4	4	○	
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03 mg/L 以下			4	4		
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09 mg/L 以下			4	4		
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08 mg/L 以下			4	4	○	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L 以下		※1	4	4	○	色
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2 mg/L 以下			4	4	○	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下			4	4		
35	銅及びその化合物	1 mg/L 以下			4	4		
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200 mg/L 以下			4	4	○	味覚
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05 mg/L 以下			4	4		色
38	塩化物ｲｵﾝ	200 mg/L 以下	1回/1月	－	12	12		味覚
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300 mg/L 以下	1回/3月	※1	4	4		
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下			4	4		
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2 mg/L 以下			4	4	○	発泡
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	0.00001 mg/L 以下	藻発生時期に月１回	藻発生時期に月１回	4	4	○	臭気
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001 mg/L 以下			4	4	○	
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1回/3月	※1	4	4	○	発泡
45	ﾌｪﾉｰﾙ類	0.005 mg/L 以下			4	4	○	臭気
46	全有機炭素(TOC)の量	3 mg/L 以下	1回/1月	－	12	12		味覚
47	ｐＨ値	5.8～8.6			12	12		基礎的性状
48	味	異常でないこと			12	12		
49	臭気	異常でないこと			12	12		
50	色度	5 度以下			12	12		
51	濁度	2 度以下			12	12		

※１　水源の状況から原水水質が大きく変化しない場合、過去３年間における全ての検査結果が、水質基準値の 1/10 以下のときは、１回/3 年まで、水質基準値の 1/5 以下のときは、１回/1 年まで緩和することができます。

※２　原水については、水質が最も悪化していると考えられる時期を含め、少なくとも年に１回は全項目検査（№21～№31、№48 を除く）を行います。

水質管理目標設定項目　　別表３

No.	項目	目標値	実施検査頻度(回/年)			外部委託
			水源	給水栓	施設出口	
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02mg/L 以下	2	2	2	○
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	2	2	2	○
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02mg/L 以下	2	2	2	○
5	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/L 以下	2	2	2	
8	ﾄﾙｴﾝ	0.4mg/L 以下	2	2	2	
9	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ(2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)	0.08mg/L 以下	2	2	2	○
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	－	－	－	－
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	－	－	－	－
13	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01mg/L 以下(暫定)	－	2	2	○
14	抱水ｸﾛﾗｰﾙ	0.02mg/L 以下(暫定)	－	2	2	○
15	農薬類(別表４のとおり)	検出値と目標値の比の和として１以下	－	－	1 ※浄水場のみ	○
16	残留塩素	1mg/L 以下	－	12	12	
17	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)※	10mg/L 以上 100mg/L 以下	4	4	4	
18	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物※	0.01mg/L 以下	4	4	4	
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	2	2	2	○
20	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3mg/L 以下	2	2	2	
21	ﾒﾁﾙ－ｔ－ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02mg/L 以下	2	2	2	
22	有機物等(過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量)	3mg/L 以下	2	2	2	
23	臭気強度(TON)	３以下	－	2	2	○
24	蒸発残留物※	30mg/L 以上 200mg/L 以下	4	4	4	
25	濁度※	１度以下	12	12	12	
26	pH 値※	7.5 程度	12	12	12	
27	腐食性(ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数)	-1 程度以上とし、極力０に近づける	2	2	2	○
28	従属栄養細菌	2,000 個/mL 以下(暫定)	2	2	2	○
29	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/L 以下	2	2	2	
30	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物※	0.1mg/L 以下	2	4	4	○
31	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS) 及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)	2	2	2	○

※は水質基準項目と重複する項目です。

農薬類の設定項目

別表４

番号	農薬成分	目標値（mg/L）	用　途
1	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ(D-D)	0.05	殺虫剤
2	2,2-DPA(ﾀﾞﾗﾎﾟﾝ)	0.08	除草剤
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	除草剤
4	EPN	0.004	殺虫剤
5	MCPA	0.005	除草剤
6	ｱｼｭﾗﾑ	0.9	除草剤
7	ｱｾﾌｪｰﾄ	0.006	殺虫剤、殺菌剤
8	ｱﾄﾗｼﾞﾝ	0.01	除草剤
9	ｱﾆﾛﾎｽ	0.003	除草剤
10	ｱﾐﾄﾗｽﾞ	0.006	殺虫剤
11	ｱﾗｸﾛｰﾙ	0.03	除草剤
12	ｲｿｷｻﾁｵﾝ	0.005	殺虫剤
13	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	0.001	殺菌剤
14	ｲｿﾌﾟﾛｶﾙﾌﾞ (MIPC)	0.01	殺虫剤
15	ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ (IPT)	0.3	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整
16	ｲﾌﾟﾌｪﾝｶﾙﾊﾞｿﾞﾝ	0.002	除草剤
17	ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ (IBP)	0.09	殺菌剤
18	ｲﾐﾉｸﾀｼﾞﾝ	0.006	殺虫剤、殺菌剤
19	ｲﾝﾀﾞﾉﾌｧﾝ	0.009	除草剤
20	ｴｽﾌﾟﾛｶﾙﾌﾞ	0.03	除草剤
21	ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ	0.08	殺虫剤、殺菌剤
22	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾟﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ)	0.01	殺虫剤
23	ｵｷｻｼﾞｸﾛﾒﾎﾝ	0.02	除草剤
24	ｵｷｼﾝ銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
25	ｵﾘｻｽﾄﾛﾋﾟﾝ	0.1	殺虫剤、殺菌剤
26	ｶｽﾞｻﾎｽ	0.0006	殺虫剤
27	ｶﾌｪﾝｽﾄﾛｰﾙ	0.008	殺虫剤、除草剤
28	ｶﾙﾀｯﾌﾟ	0.08	殺虫剤、殺菌剤、除草
29	ｶﾙﾊﾞﾘﾙ(NAC)	0.02	殺虫剤
30	ｶﾙﾎﾞﾌﾗﾝ	0.0003	代謝物
31	ｷﾉｸﾗﾐﾝ (ACN)	0.005	除草剤
32	ｷｬﾌﾟﾀﾝ	0.3	殺菌剤
33	ｸﾐﾙﾛﾝ	0.03	除草剤
34	ｸﾞﾘﾎｻｰﾄ	2	除草剤
35	ｸﾞﾙﾎｼﾈｰﾄ	0.02	除草剤、植物成長調整
36	ｸﾛﾒﾌﾟﾛｯﾌﾟ	0.02	除草剤
37	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ(CNP)	0.0001	除草剤
38	ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ	0.003	殺虫剤
39	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤
40	ｼｱﾅｼﾞﾝ	0.001	除草剤
41	ｼｱﾉﾎｽ (CYAP)	0.003	殺虫剤
42	ｼﾞｳﾛﾝ(DCMU)	0.02	除草剤
43	ｼﾞｸﾛﾍﾞﾆﾙ(DBN)	0.03	除草剤
44	ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ(DDVP)	0.008	殺虫剤
45	ｼﾞｸﾜｯﾄ	0.01	除草剤
46	ｼﾞｽﾙﾎﾄﾝ(ｴﾁﾙﾁｵﾒﾄﾝ)	0.004	殺虫剤
47	ｼﾞﾁｵｶﾙﾊﾞﾒｰﾄ系農薬	0.005	殺虫剤、殺菌剤
48	ｼﾞﾁｵﾋﾟﾙ	0.009	除草剤
49	ｼﾊﾛﾎｯﾌﾟﾌﾞﾁﾙ	0.006	除草剤
50	ｼﾏｼﾞﾝ(CAT)	0.003	除草剤
51	ｼﾞﾒﾀﾒﾄﾘﾝ	0.02	除草剤
52	ｼﾞﾒﾄｴｰﾄ	0.05	殺虫剤
53	ｼﾒﾄﾘﾝ	0.03	除草剤
54	ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ	0.003	殺虫剤、殺菌剤
55	ﾀﾞｲﾑﾛﾝ	0.8	殺虫剤、殺菌剤、除草
56	ﾀﾞﾁﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ(ｶｰﾊﾞﾑ)及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ	0.01	殺菌剤、殺虫剤、除草
57	ﾁｱｼﾞﾆﾙ	0.1	殺虫剤、殺菌剤
58	ﾁｳﾗﾑ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
59	ﾁｵｼﾞｶﾙﾌﾞ	0.08	殺虫剤
60	ﾁｵﾌｧﾈｰﾄﾒﾁﾙ	0.3	殺虫剤、殺菌剤
61	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02	除草剤
62	ﾃﾌﾘﾙﾄﾘｵﾝ	0.002	除草剤
63	ﾃﾙﾌﾞｶﾙﾌﾞ (MBPMC)	0.02	除草剤
64	ﾄﾘｸﾛﾋﾟﾙ	0.006	除草剤
65	ﾄﾘｸﾛﾙﾎﾝ(DEP)	0.005	殺虫剤
66	ﾄﾘｼｸﾗｿﾞｰﾙ	0.1	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整
67	ﾄﾘﾌﾙﾗﾘﾝ	0.06	除草剤
68	ﾅﾌﾟﾛﾊﾟﾐﾄﾞ	0.03	除草剤
69	ﾊﾟﾗｺｰﾄ	0.005	除草剤
70	ﾋﾟﾍﾟﾛﾎｽ	0.0009	除草剤
71	ﾋﾟﾗｸﾛﾆﾙ	0.01	除草剤
72	ﾋﾟﾗｿﾞｷｼﾌｪﾝ	0.004	除草剤
73	ﾋﾟﾗｿﾞﾘﾈｰﾄ (ﾋﾟﾗｿﾞﾚｰﾄ)	0.02	除草剤
74	ﾋﾟﾘﾀﾞﾌｪﾝﾁｵﾝ	0.002	殺虫剤
75	ﾋﾟﾘﾌﾞﾁｶﾙﾌﾞ	0.02	除草剤
76	ﾋﾟﾛｷﾛﾝ	0.05	殺虫剤、殺菌剤
77	ﾌｨﾌﾟﾛﾆﾙ	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
78	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ(MEP)	0.01	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整
79	ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ(BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
80	ﾌｪﾘﾑｿﾞﾝ	0.05	殺虫剤、殺菌剤
81	ﾌｪﾝﾁｵﾝ(MPP)	0.006	殺虫剤
82	ﾌｪﾝﾄｴｰﾄ(PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
83	ﾌｪﾝﾄﾗｻﾞﾐﾄﾞ	0.01	除草剤
84	ﾌｻﾗｲﾄﾞ	0.1	殺虫剤、殺菌剤
85	ﾌﾞﾀｸﾛｰﾙ	0.03	除草剤
86	ﾌﾞﾀﾐﾎｽ	0.02	除草剤
87	ﾌﾞﾌﾟﾛﾌｪｼﾞﾝ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
88	ﾌﾙｱｼﾞﾅﾑ	0.03	殺菌剤
89	ﾌﾟﾚﾁﾗｸﾛｰﾙ	0.05	除草剤
90	ﾌﾟﾛｼﾐﾄﾞﾝ	0.09	殺菌剤
91	ﾌﾟﾛﾁｵﾎｽ	0.007	殺虫剤
92	ﾌﾟﾛﾋﾟｺﾅｿﾞｰﾙ	0.05	殺菌剤
93	ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾐﾄﾞ	0.05	除草剤
94	ﾌﾟﾛﾍﾞﾅｿﾞｰﾙ	0.03	殺虫剤、殺菌剤
95	ﾌﾞﾛﾓﾌﾞﾁﾄﾞ	0.1	殺虫剤、除草剤
96	ﾍﾞﾉﾐﾙ	0.02	殺菌剤
97	ﾍﾟﾝｼｸﾛﾝ	0.1	殺虫剤、殺菌剤
98	ﾍﾟﾝｿﾞﾋﾟｼｸﾛﾝ	0.09	除草剤
99	ﾍﾞﾝｿﾞﾌｪﾅｯﾌﾟ	0.005	除草剤
100	ﾍﾞﾝﾀｿﾞﾝ	0.2	除草剤
101	ﾍﾟﾝﾃﾞｨﾒﾀﾘﾝ	0.3	除草剤、植物成長調整
102	ﾍﾞﾝﾌﾗｶﾙﾌﾞ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
103	ﾍﾞﾝﾌﾙﾗﾘﾝ(ﾍﾞｽﾛｼﾞﾝ)	0.01	除草剤
104	ﾍﾞﾝﾌﾚｾｰﾄ	0.07	除草剤
105	ﾎｽﾁｱｾﾞｰﾄ	0.005	殺虫剤
106	ﾏﾗﾁｵﾝ(ﾏﾗｿﾝ)	0.7	殺虫剤
107	ﾒｺﾌﾟﾛｯﾌﾟ (MCPP)	0.05	除草剤
108	ﾒｿﾐﾙ	0.03	殺虫剤
109	ﾒﾀﾗｷｼﾙ	0.2	殺虫剤、殺菌剤
110	ﾒﾁﾀﾞﾁｵﾝ(DMTP)	0.004	殺虫剤
111	ﾒﾄﾐﾉｽﾄﾛﾋﾟﾝ	0.04	殺虫剤、殺菌剤
112	ﾒﾄﾘﾌﾞｼﾞﾝ	0.03	除草剤
113	ﾒﾌｪﾅｾｯﾄ	0.02	除草剤
114	ﾒﾌﾟﾛﾆﾙ	0.1	殺虫剤、殺菌剤
115	ﾓﾘﾈｰﾄ	0.005	除草剤

水源の汚染指標となる項目等

別表５

No.	項目	実施検査頻度(回/年)			外部委託	備考
		水源		各施設保管 次亜塩素酸ナトリウム		
		北部系	南部系			
1	ｱﾝﾓﾆｱ態窒素	2	2	－		水源管理の参考として
2	侵食性遊離炭酸	2	2	－	○	
3	大腸菌	4	4	－	○	クリプトスポリジウム等対策方針による
4	嫌気性芽胞菌	4	4	－	○	
5	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ	1	－	－	○	
6	ｼﾞｱﾙｼﾞｱ	1	－	－	○	
7	有効塩素	－	－	3	○	施設管理の参考として
8	塩素酸	－	－	3	○	

毎週検査項目

別表６

No.	項目	基準値等	備考
1	色度	５度以下	施設管理の参考として
2	濁度	２度以下	
3	臭気	異常でないこと	
4	味	異常でないこと	
5	ｱﾙｶﾘ度	－	
6	pH	5.8～8.6	
7	残留塩素	－	
8	電気伝導率	－	
9	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
10	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05mg/L 以下	